

協会けんぽの様式が変更になります

健康保険には、健康保険証を医療機関等の窓口で提示することで受けられる「療養の給付」を中心に、私傷病で働くことができない場合に支給される傷病手当金や、出産のために会社を休むときに支給される出産手当金等、いくつもの給付が用意されています。これらの給付は申請をすることで受けられるものであり、保険者指定の様式が定められています。今回、協会けんぽの指定する様式が2023年1月から変更になることから、そのポイントを確認します。

1. 様式変更の目的

協会けんぽの申請様式は、記入箇所を分かりやすくするような工夫がされていますが、今回の変更は、被保険者や事業主にとって、より分かりやすく、より記入しやすく、そして、より迅速に給付金が支払われるようにすること等を目的として実施されます。

変更となる様式は全部で17種類に上りますが、主なものとしては下表のとおりです。

2. 切り替え時の留意点

新様式は、2022年12月28日以降に申請するものから使用するよう案内されています。2022年12月28日以降も旧様式で申請することができますが、2023年1月以降に旧様式で申請する場合、新様式での申請と比べて、事務処理等に時間を要することがあるようです。特に早めの給付を希望する従業員には、様式が変更になることを伝えておくといでしょう。

表 2023年1月から変更となる主な申請書

■健康保険給付関係	
傷病手当金支給申請書	高額療養費支給申請書
療養費支給申請書	出産手当金支給申請書
限度額適用認定申請書	出産育児一時金支給申請書
限度額適用・標準負担額減額認定申請書	出産育児一時金内払金支払依頼書
■被保険者証等再交付関係	
被保険者証再交付申請書	高齢受給者証再交付申請書
■任意継続関係	
任意継続被保険者資格取得申出書	任意継続被保険者資格喪失申出書

2022年11月には協会けんぽのホームページで、新様式が公開され、ダウンロードできるようになっています。記入例も掲載されていますので、よく利用する様式については、早めに変更内容を確認するとよいでしょう。